

○紛議調停規則

(目 的)

第1条 この規則は、釧路司法書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第108条第2項に定める紛議調停委員会（以下「委員会」という。）が、会員の業務に関する紛議について、当事者間の互譲により、実情に即した円満な解決を図るための調停手続に必要な事項を定める。

(調停の請求)

第2条 紛議の調停を請求する者は、その紛議の実情及び希望調停期日を記載した請求書2通を、証拠書類があるときはその写しとともに、本会に提出しなければならない。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、会長の委嘱を受けた本会の司法書士会員6名以内の紛議調停委員（以下「委員」という。）をもって組織する。ただし、会長は、その必要があると認めたときは、司法書士会員以外の者3名以内を、委員として委嘱することができる。

- 2 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表しその事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、会則第48条に定める綱紀調査委員を兼ねることができない。

(部 会)

第4条 委員会は、3名以上5名以内の委員からなる部会を設け、特定の調停事件を担当させる。

- 2 部会は、担当事件についての調停の方針及び経過を委員会に報告しなければならない。

(除斥)

第5条 委員は、次に掲げる事由が存するときは、その職務の執行から除斥される。

- (1) 当該委員が調停の当事者となったとき。
- (2) 当事者となった会員と使用関係にあるとき。
- (3) 当事者である法人会員の社員であるとき。
- (4) 当事者と親族であるとき又はあったとき。
- (5) 当事者の補助人又は補助監督人であるとき。

(忌避及び回避)

第5条の2 当事者は、委員について調停の公正を妨げるべき事情があるときは、委員会に対し、その事情を明らかにして、当該委員の忌避を申し立てることができる。

- 2 委員は、自己に前項の事情があると思料するときは、委員会の許可を得て、その事案について職務の執行を回避することができる。

(除斥又は忌避の決議)

第5条の3 委員会は、委員について除斥の事由又は忌避の事情があると認めるときは、除斥又は忌避の決議をする。

- 2 前項の場合において、当該委員は決議に関与することができない。
- 3 除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。

(調停を行わない場合)

第6条 委員会は部会の報告に基づき、紛議がその性質上調停をするのに適当でないと認めたときは、調停を終了させることができる。

(調停の期日)

第7条 部会は、速やかに調停期日を定め、関係人の出席を求めなければならない。

(利害関係人の参加)

第8条 部会は、相当と認めるときは調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

(調停及び議事の非公開)

第9条 調停の手続及び委員会の議事は公開しない。

(手続の説明)

第10条 部会は、調停の手続を開始するにあたっては、当事者に手続の進め方等につき説明しなければならない。

(費用の負担)

第11条 本会は、調停のため特別に要する費用を当事者に負担させることができる。

- 2 委員会は、前項の費用負担につきこれを相当と認めるときは、書面で会長にその事由の説明を添えて意見を述べるることができる。

(請求の取下)

第12条 調停を請求した者は、いつでもこれを取り下げることができる。

- 2 部会は、前項により調停が取り下げられたときは、相手方会員又は利害関係人が出頭又は出席している場合は口頭にて、その他の場合は文書にてその旨を通知する。

(調停の不成立)

第13条 部会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合、又は請求者が正当の理由なく3回以上期日に出席しない場合は、調停を終了させることができる。

- 2 部会は、前項により調停が終了したときはその旨を当事者に告知する。

(調停の成立)

第14条 調停が成立したときは、部会は、当事者、利害関係人の数に1を加えた数の調停書を作成し、当事者及び利害関係人並びに部会の委員全員が署名又は記名押印する。

- 2 調停書は部会が当事者及び利害関係人に各1通交付し、1通は本会が保有する。
- 3 会員を除く当事者が、遠方、疾病その他やむを得ない事由により期日に出席できない場合において、部会が調停を成立させるときは、予め調停書を当該当事者に送付し署名又は記名押印を求めるものとする。

(調停記録と保存)

第15条 本会は、調停の経過、調停の方針等の要領を記載した記録を調製し、10年間保存する。

(記録の閲覧・謄写)

第16条 本会は、当該事件の当事者が記録の閲覧又は謄写を求めたときは、当該事件の調停が成立し、当事者及び利害関係人が同意し、かつ相当の事由があると認める場合に限り、これを許可することができる。

(報告)

第17条 部会は、調停が成立し、又は不調に終わったとき、若しくは、請求の取下げ、その他により事件が終了したときは、その結果を文書で委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告を受けたときは、調停事件の経過と結果について本会に文書で報告しなければならない。

(会員不出頭の場合)

第18条 調停の請求を受けた会員が正当の理由なく3回以上期日に出頭しないときは、委員会は会

長に対し適当な処置を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第19条 委員は、正当な事由がある場合でなければ、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(細則への委任)

第20条 この規則の運営に必要な事項は細則において別途定める。

(規則の改廃)

第21条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年5月26日から施行する。